

運綿紗半一板
 綿紗花標 一板
 七金ニテ入復一板
 コーシニシテ海ノ揚子江ニ至リ
 コーシニシテ海ノ揚子江ニ至リ
 けし身廻りもあつて融通
 事ありす
 一板ニテ日三十ニシテ約平ニテ書
 もろろニシテ海ノ
 金カ入用
 一と書かれぬか
 コーシニシテ海ノ揚子江ニ至リ
 保了ニシテ海ノ揚子江ニ至リ
 コーシニシテ海ノ揚子江ニ至リ

大宮市警察署

再々相違多す。道具に於ては、
多すか。

私々腹では初対面あり。なま
のあり。あつし。何んかの面
おけが。操業。治む。上。向
われ。何れか。呼は。相違。相
さうな男であつた。是れ。な
道具。これ。あつた。何んか。な
の。あり。なす。

その改。うす。屋さ。この。流
揚者。な。中。の。何れか。利
此。其。重。院。の。次。長。の。形。平。

土屋 云 便

等。を。押。ま。さ。り。幸。短。た。し。の。部。代。の。總。也。

以存之昔之非及日竟と及主竟の合流
 之可成りありていふ事いふこと并竟
 と樹をすゝる等々の事をして除る事をして
 して存せしめたる事いふ事いふ事いふ事
 要しやういふ事いふ事いふ事いふ事
 私に金を貸す事いふ事は無職の
 居りすゝる事いふ事いふ事いふ事
 として存せしめたる事いふ事いふ事
 私はすゝる事いふ事いふ事いふ事
 と且存せしめたる事いふ事いふ事
 金五万あり
 理をすゝる事いふ事いふ事いふ事
 一昨平五日後いふ事いふ事いふ事
 御都へ強えぬことり事いふ事いふ事

七言下筆集

二 丁 字 丁 筆 集 具

要 相 様 下

金 二 万 五 千

七 割 代 金 一 万 七 千 五 百 五 十 円 何 水 毛 割

内 五 千 四 百 円 月 支 割 一 万 二 千 一 百 五 十 円

一 万 七 千 五 百 五 十 円

後 口 二 万 五 千 五 百 五 十 円 年 七 割 五 厘 換 算 一 万 七 千 五 百 五 十 円

一 万 七 千 五 百 五 十 円

貸 付 金 一 万 五 千

一 月 支 割 七 千 五 百 五 十 円

元 利 合 計 一 万 五 千 五 百 五 十 円

お 金 二 万 五 千 五 百 五 十 円

一 年 間 の 七 月 中 間 一 万 五 千 五 百 五 十 円

金 二 万 五 千

の人数ありては、かまはるべきに、おぼしめす

し、と、思ふべきなり

その、味、始、平、と、書、き、際、に、ま、り、

と、い、ふ、合、計、十、三、万、五、千、

に、お、よ、ぶ、と、あり、其、の、内、に、通、省、の、定、員、あり、

お、よ、ぶ、と、あり、其、の、内、に、お、よ、ぶ、と、あり、

お、よ、ぶ、と、あり、其、の、内、に、お、よ、ぶ、と、あり、

こ、の、時、に、別、に、字、に、提、出、し、て、お、よ、ぶ、と、あり、

と、い、ふ、合、計、十、四、万、五、千、

と、い、ふ、と、あり、其、の、内、に、お、よ、ぶ、と、あり、

お、よ、ぶ、と、あり、其、の、内、に、お、よ、ぶ、と、あり、

お、よ、ぶ、と、あり、其、の、内、に、お、よ、ぶ、と、あり、

お、よ、ぶ、と、あり、其、の、内、に、お、よ、ぶ、と、あり、

と、い、ふ、合、計、

十、三、万、五、千、

大、宮、市、警、察、署

二五丁 豊 塚 三

生に育つと思ふべきなり

私に昔の頃代も、何れもあつた事いふ

西に北條に社あり、江戸書曰く平之助あり

平之助、景徳寺に控へ、平之助あり

平之助、江戸に在り、近に江戸ありと傳ふ

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

江戸に在り、江戸ありと傳ふ、江戸あり

二五丁 集 三

生に育つと思ふまじ

私に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

西に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

東に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

南に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

北に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

東に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

西に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

南に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

北に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

東に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

西に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

南に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

北に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

東に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

西に育つ思ふは、けりまのまじのまじ

おれは水と云ふ花ははる水と云ふ

私に云ふは情平か何んかおれは人柄が好ま

まらぬと云ふは以上と云ふおれは云ふおれは

おれは云ふは情平か何んかおれは人柄が好ま

まらぬ

又云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

七 私に云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは云ふは

土屋公侯を仲介し外勤者か
 金あり
 様お事を申し送りする
 どのお流し金かめつるで持てる事か
 くれと申すに思ふ
 其の旨は志すは所折
 一と當らるるにバカウカ一
 一と居りませぬか其の
 三氣にるる様は申し
 痛登かかんで
 事と申すに
 私の最迫の計南軍を
 己居る用り結果の感
 一

五右衛門 思ひつて居りし事

一ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

二ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

三ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

四ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

五ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

六ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

七ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

八ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

九ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

十ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

十一ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

十二ツノ 和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

大宮市警察署

大宮市警察署の此遺言

署名

和口竹月口魚ノ節 市ノ縁

和口

竹月

口魚

ノ節

市ノ縁

#5
Sautama

訓三子

供述調書

本籍 北埼玉郡 騎西所 一三〇〇

住所 川口市 川田 二七三

職業 業被服空請員 兼 氏名 池田 七郎 幼

大正三年一月十四日生 當三十七歳

右の者に對する 贈 被疑事件につき昭和二十五年

一月二十六日 大宮署 捜査課 於て 檢事 凡向克貫はあらかじめ供

述を拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通り供述した

私の古物等に贈与したことに付て
申上げます天竺本綿のことに付ては
後程申上げますが、これはフロッグ生地の
のことに付て申上げます。

二 元来摘発されたフロック生地は昭和三十三年

十一月三十日頃金まから一ヤール六五十月

で三ヤール物十七反を買ひうけ、埼玉中央

布行田工場に染色をたのんで保管し

て貰ふたのであり、まうか十一月三十日に経

済調査への青藤調査官に摘発されて

しまひ私が所有者だと言ふことを判り、
の内に調査への大野さんの調をうけました

大野さんは物次は通るものだから公園

で買ひとあげると申し、まうかのためです

三 そのころフロックの分には天竺と異り

公園あり係の指令はさす、只、古あせと

私との内容の話では何とも、
四景しと

刑訴

二宮の湖

貰えることに成つてゐたのぢやないか
向に言
沙汰がなかつた所、七月下旬に成つて保
官をしようとした時、玉津布、工場で東
京の復興公園より引取りに事あり持
つてゆつたと言ふことを工場の檀越とあら
甫聞きよつた。

私は古岩に金品を贈つたのは世に
のめと思ひました。

(四)

一々のおれ、古岩の事やましたのでこの
ことを話しました所、古岩は君の分だ
けは指令を除外しようとするのだが調
理と申す。

五、それより一週間後、又古岩が私の乳

甫印也方僉察徳

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一
にまあま——
保官責任者の榎正明
を呼んでごろうしとフロックを話したの
かと聞きましてた所 榎が東京の公団の
鈴木さんと云ふ人が来て持ってく行ったと
申——ました。

古きは私に對して鈴木に連絡してあ
るのうらなひの火曜日に東京の公団の放休
第一課の鈴木の前に行けば返還するこ
とに成つてぬる——とやると申——まし
たのがいぬい——ましたこの時は大妻氏
もいぬい——ました。

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

六
それのうらしはうらしから私は古きは
教へられた通り東京大伝馬町の滝

一字訂正

高ビル三階の鈴木さまの所にいきまう。決布工場の名で置こうけ現場の工口は青島屋飯田産業の方から受取ります。

七 其は古岩が私のもちに来たとき西景と受けたことを申上げると判らぬ称に売れと教へられたりあります。

八 話は別になりまして私か古岩に知ったのは三月三日の摘発のときから最初であります。

古岩は私を情報屋として利用し情報屋として友人関係であったと申す。ですが私は情報屋と古岩に

一 浦田也方 兪察 聽

九

提供した事はありませぬ。只古本は
 私に情報をお求めた事はありませぬ。
 私は何も提供していません。
 それが昭和三十三年一月十三日に
 大宮市で古本に對する贈賄
 事件に關して取調を受けました。
 早速古本の家に於て報告をしま
 した。古本は言つたことははた
 ちかたな
 品物の拂下を受けました。言は
 ないが、
 子た、りうなと申す。まじした。
 そのとき古本に話をしてたのは三月二
 十の二万五千二百の二万五千九百
 上の三万五千の分だけです。

乙二

右様御下達申上り候旨に御座り候事

地田花助

宗一様

於大官市教習寮御座り

南無妙法蓮華經

抄本

宗一様

宗一様御下達申上り候旨に御座り候事

浦和地方檢察廳

昭和二十五年二月一日

浦和地方検察庁

検察庁事務官 松本 比英

乙ノ一

B. 4.

02

三三三

供述調書

本籍

住所

大宮市天沼三丁目四番地

職業

作家

氏名

古谷多津夫

當

歳

右の者に對する

收賄

被疑事件につき昭和二十五年

一月二十六日

大宮市警察署

檢察廳に於て檢事凡間克母はあらかじめ供

述を拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通り供述した

一 池田と初め知合つたのは昭和三年三月十二日三十一日

に、私が行田市に於ける不正保有物資の調査に行

き、東京私法所有の天竺木綿を四十枚及摘袋

した際、干係者として取調べたのが最初であり、

二

子が明けて二十四日一月初日迄如何云ふ処から私
 の家を知ったのか知りませぬが池田は私の家に尋ねて
 来て摘獲された筈では同人の義弟であつて問
 題の天竺木綿も同人が盗入金を提供したもので
 ある。同時に同月音 孫 調査官に摘獲された
 フロック生地は池田の所有に係るものだから、その
 云ったものはさうさうに平に戻り又寛大な処分をして
 貰ひたいと云つてまふ事した。私は然う云つた話には
 応じられぬいので直さしめてた処が其の後十月
 間位の間に五回も私の家に来た事した。余り熱心
 だったのが、私も竟一月半迄は家に上げさせた。
 それから知合になり不正保有物治欠に干して種々
 の情報を得させた。以て予は茂木調査官が知そ

刑訴

居りませう

私の収入は俸給諸手当を以て平取が同じ
九千系内外、旅費が四、五千系、雑費が
五千系でありませうが、旅費と俸給は全部
妻に渡し、其の内から月に多量の時で千系位
小遣いを貰つて居りませう。
小遣いが足りないおに生地筆を貰つて居りませ
う。

先程申上げなす者が通つて居りませうから訂正し
て下さう。フワクは現は参り同様に成る、初めは耳
に成る中で、それ以前に其の事について頼まれ
た記憶はありませう。其れから天竺本錦に付て
池田が関系に金を出したと云ふ事は聞かぬ居り

浦和地方檢察廳

一三三

一三三

三三

右海船の降下は急

浪の世々半々名如の

吉谷多津夫

前同

於大宮市致言原果の

捕り也下移るる

於る移る風を志す

右は儀也下である
移るるを春日日年一記

昭和三年一月一日

乙一

浦和地方檢察廳

浦和地方法院
松原孝平 務員 田中 静枝

④

別居三よ

又三よ

14

供述調書

住居 大生平天垣三番七十四番地

職業 無職 氏名 古谷みづ子

右の者昭和二十四年一月二十七日 大生平天垣三番七十四番地 検察廳に於て

於て凡内見母に對し任意左の通り供述した

一、私は古谷多佳夫の妻であつたが昭和二十一年十月に
と指がう引揚がやと来たためその高島野の母の家と同
居して居り、昭和二十三年十月に別居して天垣
に居る構えをした

五十四

二、私の収入は俸給と旅費を合せて一万余位であつた

が、その支出は生活費と私の切立としてつぎの通り

に充てられて居りました。このうち、私の生活費として

=

大御私夫婦と子供共の三ヶ家持の生持費と
 つす夜合でありましか月々せくとも一万五千集け
 かかります。家信の三月頃かう月々三千集けあり
 三月の頃の他に高鼻の母の首に送る金の三千
 年一A頃かう九月頃送る月々一万集後海
 ましとともとももの内二月頃は五千集後の付も
 あまりしととももの他に梅の生持に故不生持の派
 多しと人と移るに抑敷きとる。ゆもゆりく此の集
 用は月々大御心五千集にはなると思ふ。年々ちちを
 ら毎月く役付けからせき。ゆ外り費用と一と万
 五千集後から二万集後には支し。とをと思ひ。年々
 三、高煙幸儀其の他に主人のわ遣は私の方からは一文
 もと居りませ。其の他世話あり。ゆり。

三三三三三

浦和地方檢察廳

すかうと梅が知合つた這子所より三三三三三
 るさんに入れ込に五六千集、サ博田に松谷所積貯
 方村山さんにと七千集位用する、廣りやうかあか
 に入込めりて運こまを片寄せん、一昨よりはと
 梅から持来し、このもを喜吟しにりすあま
 八二十四年度は甚るな勢もどと思ひりや
 尚と梅から持来し集るは廿三年度
 に依せの松原さんに燃き、世々つや、とか合
 目だや、ものけあや、
 此の度吉谷が逮捕され收賄したるが利りや
 だが今申止し、と傳信の足りあかん支出の分ハ其
 知かり出たと云さる、か利りや、と併し私と
 了は纏る、世々るに金としは思つてあるやああり

初陽

まゝに唯從妹が結婚す。時の費用として三月に
に一不象夏に一不象書くことをわありする。後は合
算して書く所りなり

五、三月頃の時は地田さんか来たところ私がお茶を持
て行った外に計字紙包も差出(唐のもの)

六、地田さんは二十四年一月頃より夏頃迄に五六回
私の家に来た。何の用が来たか何南り配見に
ころはありせん

右 谷 みるる

大いそぎ

右 録取 (流南のせと) 漢字も申す

名押印

浦和地方檢察官

於予
凡肉克

於予
其日井

右何膝

昭和五年三月

浦和地方檢察官

於予
其日

浦和地方檢察廳

(3)

供述調書

住居

行田市大字刃心七百七十四番地

職

業行田津布株式会社工場長

名

植盛

正

秋

昭和三十一年

右の者昭和二十四年

一月

二十七日

大宮市警署

検査廳に於て

検査員向克母員

に對し任意左の通り供述した

私は現在行田津布株式会社工場長を

しとありますが私が倉庫係をしとぬ

た。當時は埼玉津布株式会社と言つ

て居りました。

昭和三十一年一月二十七日頃私の工場

で染色のため保管してある生地田志

津存のフロック生地十七反他田方田厚子

=

五回交
一筆の

目下、等の沙有の引込、生地等の経
 済調査官に摘発され、おました
 の昭和四年の七月、平九月、たつたと思
 ひます。が、その年の公団の鈴木と云
 う人、かトラウワで、事、ついで、摘発した物
 資を全部、軍搬し、行、つ、た。
 そのとき、に公団の人、か書類と見て、提、
 てる、
 責任、を、
 した、所、
 官、か、一、人、で、私、の、工、場、に、ま、や、り、れ、保、
 の、ま、地、類、を、引、取、つ、た、こ、と、を、知、つ、て、み、
 誰、か、持、つ、て、行、つ、た、か、人、相、は、ど、う、か、尋、
 いた、ま、つ、た、改、修、の、オ、カ、
 責任、を、
 した、所、
 官、か、一、人、で、私、の、工、場、に、ま、や、り、れ、保、
 の、ま、地、類、を、引、取、つ、た、こ、と、を、知、つ、て、み、
 誰、か、持、つ、て、行、つ、た、か、人、相、は、ど、う、か、尋、

B. 4

此、を、
 保、
 保、
 保、

申し、しるすたりの私はありのまゝく
 申す所の答申書を作成し、と提
 出いたしました。
 したがって私は七月三十日のに東京の公用
 地を引附したことについで、所が事
 故があったと、さるを知らしたるを
 ります。
 したがって五日か一週間位して地田を
 人のみより連絡があり、調査官の
 来るのをあつて説明に来るといふ
 て来たのが地田の形に行つて見
 と大聖調査官と古本調査官が来
 ておりました。再び七月三十日の

浦印也方檢察廳

525

五字部

秘本

の引取りの状況はついでに調査されたのが
 事細かに申上げ私としては古
 老課長に答申する意見図で答
 申書を書き終ったのであります
 二、このときついでに産淡の内に地田さの所
 有のフロック生地は向番の公団が持
 つて行つたもので「返置」になるところあり
 且周本屋官から調査しました。
 三、ついでに申上げついでに地田の所
 有の「摘登」の調査する情報屋と言
 ふ者が居ると聞いて調査もあり
 ますか、地田さの情報屋をやるこ
 ろるといふお称な噂を聞いたことは

乙二一

ありませぬ

四
 今甲 上付した古岩深長が来た
 と子は池田さこのう古岩深長が来た
 あるあうと言ふを給あつたので初
 りて古岩と言ふ人は深長たと言ふ
 るを聞きました。

五
 私の父は昭和三年四月二十日に
 死したたのでありませぬ

檀 心 秋

右録取し読用けた處誤りのない旨申立て署名
 捺印した。

その日の

於 大宮市越後警察署

前日也行會系誌

浦和地方法務局

浦和地方法務局

検察官 松本 川内 克 貫

検察事務官 春日井 一郎

右は贈与書である

昭和五年二月一日

浦和地方法務局

検察事務官 松本 克 貫

乙ノ一

B. 4.

5

加一字
副四字

加一字

17

供述調書

住

居

大宮市高鼻町四丁の二百三十四番地

職業

無一取

氏名

吉谷照子

当六十四号

右の者昭和二十五年

一

月二十七

日官廳警察廳に於て

横手風向達実

に對し任意左の通り供述した

私は吉谷多津其の母であります多津
夫が上海から三十二年秋に引揚がて
来まして二十三年十月頃迄は川居
し居りましたが二十三年十
月頃に天橋立に別居し居りました
私の父は娘の来子か梅上保安
子に知れぬた時分は月々三千

加二字

月位二十四年九月迄昔つて素
 まり長かき水おれひよとても
 是りありのし昭和二十四一月
 頃から秋頃迄に月々一ヶ月迄吉
 峯の方から仕立てししとせり
 つて厚きりま 六日暮も思いの中
 て五、六ヶ月位の事三月か三月迄
 りあつたと思ひまき 水らの結送
 り縋んで多持共の事か後しし水
 るものて多持共から也接せりつた食
 はあろよのせり

右録取し 読みよかせたることろ 吉谷照一子
 読みよかせたることろ 吉谷照一子
 読みよかせたることろ 吉谷照一子

浦和地方檢察廳

旨申立て署名捺印

年月日

於大宮市於了彦署

浦和地才檢察官

換察官務事

風向支貫印

換察事務官

春井上郎印

右は贋本であら

昭和二十五年二月日

浦和地才換察官

換察事務官 高尾寛治

6

行の事

初陽三子

19

供述調書

住居 経済調査所(埼玉県)

職業 経済調査官 氏名 大野 正雄

昭和三十三年

右の者昭和二十五年

一月二十七日

日大生予 檢察廳に於て

於て凡向支費に對し任意左の通り供述した

一、私の陪在北方経済調査所の調査官として居ります

が三十三年一月二十七日に於て同日の済を織布の工場を池

田表助計有りつらう生地十反も有る調査官

と共に摘発し、この旨に経済調査所の方に指

導を仰ぐ可い調査した事等の調査段階に

従つて有りつらう生地は入手経路が経済統制法

令に違反する点が見られず且限有程度内が

除附子

ありしところ其れを不正保有物として公団
 等にの令から除外し別に主腦部會議を開いて
 保管解除の手續も一も置きまして、其保管解除
 につき私から也ゆに連絡してはあります
 二、~~知~~が其の旨たるを七月末頃迄各々知り得る
 もりかつ除外しとあるは也ゆ即有り右に
 同し工場の保管も一もあつたべし等
 其れ同様に東京の公団の爲に引取を行つた
 と云ふことを聞きしと何時迄も公団に調査
 二人がわつた時たつたに東京の公団に
 任命したる言ふに干渉する特案あり
 て流るるとしてはありませぬ
 又り方たる案を移すすれば其の後の処置は先

浦和地方檢察廳

この独自の立場である。澤村氏から東京の公団の方から
 埼玉縣布正陽信託の物資と引取ると云ふ通知は手
 続から云々世に澤村氏から、左巻が其の事を知ると
 云ふ事は他の方面から知らうと思ひます。人の事とが
 素直に私に知りませぬ。此時池田と古谷とは交渉があ
 りた。素直に池田自身からは古谷の関心と云ふこと
 は充分分るゝらるゝ事です。

三、今申しあげた様に古谷と東京の公団に於ける事情を
 聞かされた。お尋ねの点で不備の点がある。その點を
 又私が東京より公団に於き、お尋ねの点と確めるところ
 些か喰違ひあり。その点を先述に不備を失くす。爲に
 八月十五日に單獨に公団に於き、昔は佐倉の枠にあつ
 て取に平々たる。答申。素直に書くと世に云ふ。其れが

割附
よ

物く、こち谷にうりて池の家のたききとこで池の権を
 年んで来ると思ひますよ引取り及びおまの喰食ひ
 の点に付て頼末書と古谷が書ありとこわありよ
 け勿論古谷は物取調査班長等とこわありよ
 斯るり物なをする中は権限はあゝはなるゝ末場を
 織布工場の場合に干しと書く位なるゝ調査に
 つこの總ては新おやろいなり新一人がすむとす
 池の家に付てはるのとり必要も世おここをすから
 池の家の存から調査をあたせたこは常識から
 云へばお過ぎで居ると思ひます尚う時に座談の由に
 左谷からうら生取は池のた返しとせるとこは記憶
 にありよす

大野
ひ
雄

右條所し洗刷せしむるにうはたかきと申すに署名押印せり。

年月日

大田市警察署

検事 凡古克世

検事 吉原 部

右は署名なり。

昭和二十五年三月一日

浦和地方法検察官

検事 杉本 塚 正 春 生

浦和地方法検察廳

7

22

三子製

供述調書

住居 町田市大平町一三六

職業 業板製造業 氏名 金子 吾助

右の者昭和二十四年 月 日

大宮市大宮区 当三子製
檢察廳に於て

三子製 金吾助

に對し任意左の通り供述した

一、昭和三十三年十二月三日頃私の決りよるに世話
 してやつたフロウ生地十枚と調査官に摘
 発されて困って居ると云ふ話と決りよるに聞
 え居るといふ話として貰う運初する所を疑われ
 其の月の内に大宮の古谷洞査官の所と増し
 こやつた事あります。
 又水の上でやつて三四年正月の日の三日月頃私

女
名
記

のオーストリアに於ては、
 余が甲で菓子を買い、
 全が万金と包み、
 一六が、私の道路の角に
 居るとして、不在
 である。云ふので、
 天の川に又三三〇
 仁新、
 かく後、地田の角に
 一六が、
 又その後、金は
 一六が、
 の女、
 思ひ、

手紙

20

池田君のあかじ熊谷の鎌倉所迄送
 送った事がある。その時池田は古谷
 とうまく丸めたと思つて押しつけた。
 其のころは、
 事柄が、
 毎位、
 以口、
 地、
 講、
 明、
 三尺、
 古谷、

浦和地方檢察廳

15年

15年

晩私か電機入新機と持って本山下の
 町に其の館にあつた天竺金部と二尺中の
 印塔して彫り出した。現りの一尺中物はか
 物の規格通りひさふ。う地の何処か一枚
 一丁のていまいま一尺中のものは為
 時の時細りして一ヤ一尺の氣に思ひます
 次の日私の子に居るし。地のつた通り
 乙国の一かトろツクひ彫りに来まして百六
 洞室作を人のてその天竺と違ふて
 了ひまゝに地の白いよ腕に彫り
 して居りまして。新しきは嚴重に保ち
 たり。と品と別取の家の日等に印塔す等
 といふ事には地の出まると云ふは
 乙

20

ので無事引取を結った事から考へて
 古谷の承諾があつたとしても考へられませ
 ぬ。それの印落しとして考へる例の事
 の事しきり、方新に依つて元ばらつて居
 るので誰が見ても印落しは判ります。
 二、四月の半田邊に地田が千々子の事だ大宅
 の引つて来れと云ふので三輪車と運転して
 大宅の村にます。地田は私と結たせし思
 つて多岐田村の公田に好く賣つて
 居りました。が、一と来りしつての事
 遅れて富永銀行支店に村に生地を
 して来たので、それと考へて先か
 方新の天竺の事より其の儘迫つて

浦和地方檢察廳

事柄のつとめられたる

金子 智 義 指印

金

この相違を以て署名指印

年月日

昭和三年二月一日

押印のつとめられたる金子 智 義 指印

金子 智 義 指印

右は謄本である

昭和三年二月一日

浦和 検察廳

檢察事務官

Handwritten signature



事は明の取に事なれば調査官
 と連絡して橋本町の又望を規程をなすに即
 つての橋本町と由まらぬが私はそのな
 だと思ふも一たが平橋より連絡が
 下、居ると云ふ池田の言が真実といふ下
 黙認して置かざるに後が固くと月日の
 夜、意の事一い抑替して規程以上の方
 は池田が急がしむと云ふ事でありました
 次の日池田の云ふ事より調査官を合下
 会固がの取りの事なれば私を立合ふに
 と持戻すに池田の場所と一た一事の道い
 場川の水の事ありたが一見して積かさね
 下、ある土地の調査をさすとも同立す

浦和地方檢察廳

少くも居るので私自身余り甚しうのび如何
 なる事かとぞよつと居りしを知、こん包を解きます
 と片側のみみが切落されておまけに切つた後か大い
 に毛ばたつて又断の跡が一目瞭然だつたものです
 から冷汗が流れました。知が古谷は何も言はずは公
 田の人の引取を命じて、轎は積んで行かれてしまつた
 ので大いにや心しますと同時之は池田との向が通
 りだとして私と古谷と二人はあつた處で古谷は桶巻の
 時の物凄見幕とらつて変つた態度で私に小
 聲で「君あれをいじつたな」と申しまして帰つて行き
 まし。

二それから約一時間して古谷が池田の家は廻つたと
 申し。

右が氣を悪くしないでくれと傳言があつたと言つて
歸りましてたので古谷と池田との干係を益々考へ
させられまして

私の解釈では古谷がいつた方と言つたのは後日
の為口寸釘をさしたのだと思ひます。

本山 亀 吉印

右録し讀みかけたころ河津のむね申きて署名し押印した

前同り

於 大宮市警察署

浦和地方檢察廳

檢察官檢事

風 岡 克 賢

浦和地方檢察廳

は臆本下ある

昭和二十一年二月一日

浦和地方法院 檢察廳

檢察官事務官

結田重雄



9

28

可訓

可訓

第=回 供述 調 書

本籍

住所

職業

氏名 古谷 多津夫

當 歲

右の者に對する 收 賄

被疑事件につき昭和二十五年

一月二十八日東京警察本部に於て檢事風岡光貴はあらかじめ供述を拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通り供述した

私は十月二十日日本山工場に保管料としてある日本弘治所有の天竺四十五及を摘発し翌二十四年三月二日私が立會つて公同引取をせましがその時本山さん、君、天竺は一寸びじつたなと申しました、その意味

下書き

は場所が最初橋元した当時の位置と異った場所だ
置ってあったからであります。その位置は付て唯今
図面を作成します。

私は公園の(人)諸口トラックに同乗して一諸口帰
りましした

古谷多津夫 指印

有線電話の付たところ相違... 指印した

前同日

於 大宮市警察署

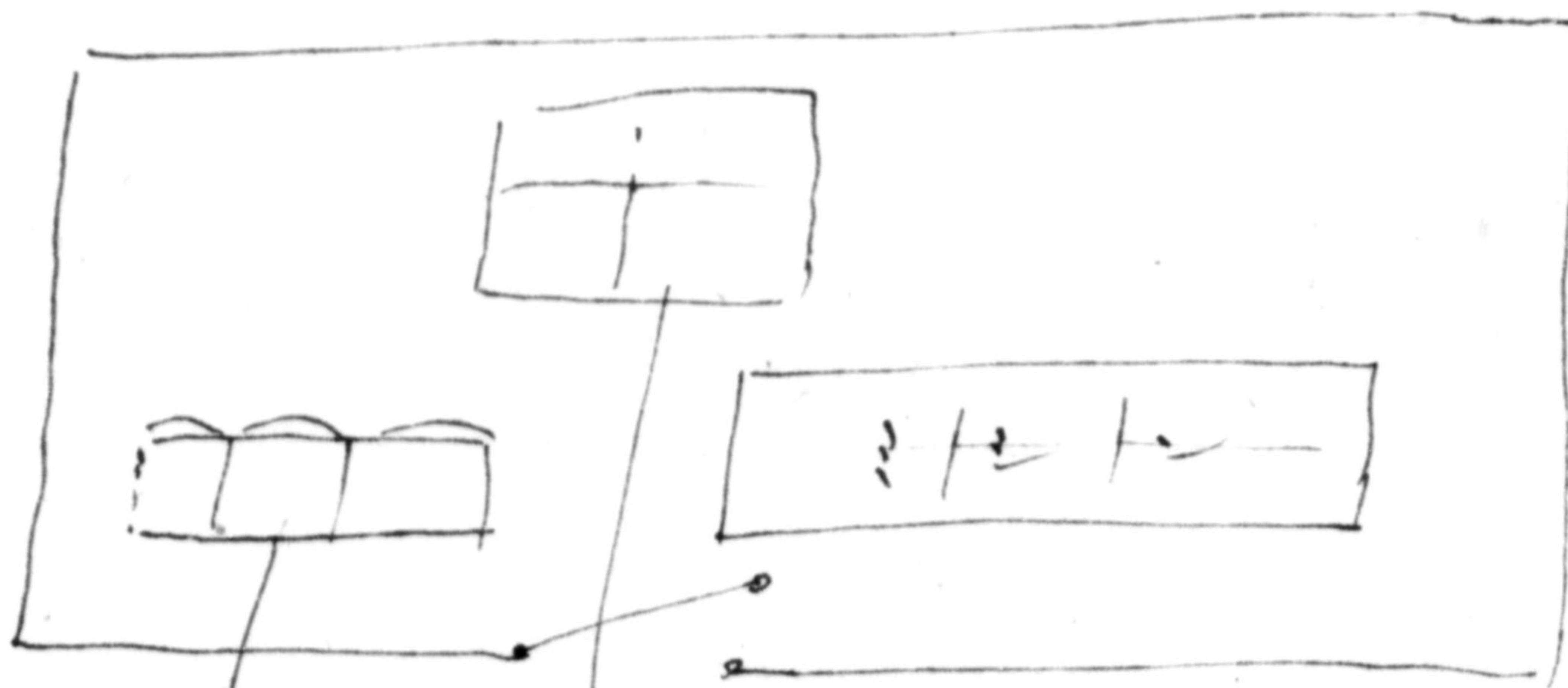
柳沢... 指印

指印

右は... 指印

刑部

本山場
本土場



縄で結ってあったが
場所が異なった
(検査場)

縄で結ってあったが
(発見時)

昭和三年五月十八日

古谷多津夫印

右は...
昭和二十五年二月一日

浦和

檢察廳

檢察事務官

[Handwritten signature]

[Handwritten mark]

[Circular stamp]

知事知事... 左男... 右男... 相

茂未致之助

新問日

浦和地方法院檢察廳

檢察官檢事

風岡克實

...

...

...

...

...



12

訂正
前一字

削一字

供述調書

住居 大宮市大門町三ノ三五六

職業 公園職員 氏名 三石文雄

当 三十七才

右の者昭和二十八年一月二十八日大宮市警察署に於て

検事風岡克實 に対し任意左の通り供述した

一、私は昭和三十四年当時公団代行店千代田家の店
負をやつて居りましたが二十四年三月末頃冬濟調
査廳で摘発した行田の関本弘清治所有の鮫
茶天竺四十五及が私の店に在庫になつて居ると
云ふ事を知りました。四月の下旬だったと思いま
すが話の様子では今申上げられた天竺の實質上
の所有者らしい池田と云ふ男が来まして行田の

03

二

岡本の海老茶天竺を挿下げて世夏いたい。公田の葛
 西所長には承諾を得て切符をもつて来たと申し
 まいらので、責任者の石川に取り次ぎますと。石川は
 早速葛西所長の処へ電話をかけて挿入された
 遠及者に挿入した物資を挿出すとは何事だと憤
 慨した調子で話して居りました。電話で話の
 内容は判りませんが掛けて居る石川の様子
 子から判断して葛西とこは承諾を手へて居つ
 た様子です。池田はそれで帰つて来りました。次の日
 池田は又千代田家に行きまゝて菓子折等を
 差出した上私共を石川と始め熊谷の川上支
 店に案内し大いに御食意をしてくれました。そ
 の席で石川に対し池田は葛西のウチ家に行

浦和地方檢察廳

つて諒解を得て居るのだから宜しく頼むと申して居りましたので。そう云い事があつたのかと思つて居りました。ニ三日して池田が切符と金を持って引取に來ました。其の切符は小賣店舗の衣料切符であつて天竺に対する公団の出荷指圖書は持参せず而もその切符は大竹の三郎の名義になつて居りました。私は石川にその旨を通じて処置を相談した処が、出荷指圖書の方は笠井さんが公団の方に正式にはかりつてくれるのだらうから出せと云うので石川が代金を受取つた後、私が倉庫の方に行つて池田に拂出してやりました。その後で葛西が来て天竺を池田に出したかと申して承認をして居りました。その時に葛西は私に金と切符はあるねと聞きまして、本荷指圖書無一に拂出した事を承

検察事務官

春日井 一郎

右は謄本である。

昭和二十五年二月一日

浦和地方検察庁

検察事務官

増戸 辰平



乙ノ一

13

86

一字訂正

一字削

一字訂正

供述調書

住居大官市大門町三丁目産業復興公団代行店千代田屋営業所
職 業 同 所 所 長 氏 名 石 川 十 四 一

当三十五女

右の者昭和二十四年一月二十八日大官市警察署に於て

檢事 夙岡克母

に對し任意左の通り供述した

一、昭和二十四年四月頃公団の代行店たる千代田家で預つて居る乾燥茶天竺三千及を池田と云ふ男に拂出した心がありまゝ、価格は当時の公でありまゝ、其の暫く前に葛西さんより奥本所有の右の天竺木綿を親類の者に拂出して呉れと云ふ話がありましたが断りました、其の後で又電話があつて行田の被服加工屋に行くから拂出しておくれと指図

訂正

書かなくても後で手続をいってあつてやると申したの
で池田が来時私に私としてはお荷物指圖書引機に渡
すのか手續としてはいは正当であります、けれども葛西
さんが爾後に形を整へてあつてくれると云ふので安
心して指圖書無一に渡したのであります。

ニ、此で爾後に於て右天竺の公団に於ける取扱が変
つたので葛西さんは公団本部の久沢さんと相談さ
るりして相当手を灼いた様であります。

石川 十四一

右録取して讀み固みせる
前同日

於大官市警察署

検査官 橋本 風洞 克 母貝

右は謄本である

昭和二十五年二月一日

浦和地方検察廳

検察官

塔戸辰平

検察官

春日井 一郎

浦和地方検察廳

14

48

48

48

供述調書

住居 千葉県市川市下井草一丁目

職業 千葉県警署 氏名 葛田 洋

右の者昭和二十四年

一月二十八日

千葉県警署 葛田洋 檢察廳に於て

於て風を志ありに對し任意左の通り供述した

一月二十八日 葛田洋

右の者昭和二十四年一月二十八日 千葉県警署 葛田洋 檢察廳に於て

於て風を志ありに對し任意左の通り供述した

一月二十八日 葛田洋

右の者昭和二十四年一月二十八日 千葉県警署 葛田洋 檢察廳に於て

於て風を志ありに對し任意左の通り供述した

一月二十八日 葛田洋

右の者昭和二十四年一月二十八日 千葉県警署 葛田洋 檢察廳に於て

心平



古歌うたふるにまふから松葉一ちり
 雲を掛まふりとは良しきいふり
 思ひ古名のきりには **織** 心致一ませ
 ん下一ち
 伊豆の海 葛西 洋一
 古歌うたふるにまふから松葉一ちり
 事一まふりまふりまふり
 古国
 三つあつちり一まふりまふり
 捕りまふり
 松葉あつちり 風あつちり
 松葉あつちり 東あつちり
 松葉あつちり

松葉あつちり

15

三訂正
一字削

第二回 供述 調書

住居

職業

氏名 石川 十四一

右の者昭和二十一年一月三十一日大宮市警察署に於て

檢中 風間 克 實 に対し任意左の通り供述した

一、補足して申上げます。池田と云ふ男が最初拂出を頼
 みに来た次の日、私達を熊谷の川上支店で惣食応じて
 くれまして、お此の席で池田は私に向つて、調査片の古岩
 調査官とも非常に懇意でよく出入りして居ると等と
 云ふのを、ききました。又、葛西さんより連絡のある時
 に古岩調査官の親友が御天竺の所で行くやうと云
 はれたのを覚えて居ります。

一
訂
正

二
私
が
池
田
さ
え
に
問
題
の
天
竺
を
拂
出
す
に
つ
い
て
池
田
さ
え
の
バ
ツ
ク
に
は
古
岩
調
査
官
が
居
る
と
い
ふ
は
当
時
の
安
居
威
に
な
る
こ
ろ
居
り
ま
し
た

右
録
取
り
て
読
み
取
り
ま
せ
た
処
誤
り
の
な
り
を
申
し
上
げ
て
署
名
捺
印
を
し
ま
し
た

前
同
の

大
宮
市
警
察
署

検
察
官
松
本

検
察
官
野
村

風
間
克
己
員
春
井
一
郎

右
は
謄
本
で
あ
る

昭
和
二
十
五
年
二
月
一
日

河
和
地
方
検
察
廳

検
察
官
野
村

増
戸
辰
子

16

初三

第三回 供述調書

本籍

住所

職業

氏名

池田 亮助

當

歳

右の者に對する

略 略

被疑事件につき昭和二十五年

一月二十八日

獄中

に於て

取調

はあらかじめ供

述を拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通り供述した

一 貴方と私の交渉はどのように進められたか

と申し分なく進められたと認めました

二 貴方と私の交渉はどのように進められたか

と申し分なく進められたと認めました

三 貴方と私の交渉はどのように進められたか

と申し分なく進められたと認めました

けりておめして揚子事かお事あましん
 子少少何れ何れ思ふ事なり多き事係さる
 然申上りけりた信をまをりて多つた物
 若き其橋をたこれしてこつて何れも
 未かつたなごなつたかお事あまなり物
 若か通る事なりしてやるは且つ前
 金米の父ふと事大にこし若ら度
 いと申ともあるのひすか説教されて帰
 つて事なましとて
 十三日何れ南のいけきまふしと今まは
 物のいふは何れとあ及らんか同重の方
 共けはあ事なりしてやると云はれたりて
 恥かあまなと思ひましとて 争れぬ事

初一

二

まきつたか何れは米知りて
いさむらへ併し私に米を指しては
橋本組もあつた古歩は伊豆直

浦和地方検査廳

まきつて星りには押波きれたハフコフコ
と天竺と返して来て利益を得る
とれよ此の州事も知分に付ても寛
大なる星りを得たれよと思し
たつもりで送し多めでやりませ
貸借名儀と去ふ事は後日の事と
考へてこの古歩の一段は送ぎたいと
思ひしと
二月下旬に古歩の何れなる用件に
り四月に事つて私のおりから
なりといふ人程申しおれた
おとつて感走す心と此のあり
とまふ者にも事つてのトバイで

知

西野新長に初会して心ふく夕方
の多野新長に初会して心ふく夕方
の多野新長に初会して心ふく夕方
の多野新長に初会して心ふく夕方

浦和地方檢察廳

ゆづりに古ありと甘旨なるものいさや
ゆづりに古ありと甘旨なるものいさや
ゆづりに古ありと甘旨なるものいさや
ゆづりに古ありと甘旨なるものいさや

④
それゆゑと云ふを流し多園の事ありし
て夕合を思ひ出し三人で九ふふ
位の間月を眺つたと思ひます
懐かき頃の時分を思ひます
吉原をえんけり及び天竺を引取り
けりとも云ふは
持参したる竹天竺の付しゆは
色目量より長きついで一及
三十一ヤールを復元しておいた

ウ

又

町中から及び川へてみるに巾一回十二
 長さの十八ヤードで一般の規格
 より巾は巾はついで十二長さの
 十八ヤードハ長かつたものといふ之も様
 々ありぬに考れたいはるに在りぬに規
 格通りぬに切なかりしものありたり引
 換ししとよきかよきなるを在りぬに
 一應り成りぬを保ちたることす
 出してしてこれら下の事す
 それ事にておはるその事情も在りぬ
 まう本に註し更んに切なかり
 ともてしぬる重きものにたう切なかり
 しを事を工多ふにたう切なかり

浦和地方検察廳

三月一日午後三時
 三月一日午後三時
 三月一日午後三時

ヤトハルニシテ...
カキマシキ...
モトヨリ...

浦和地方檢察廳

十島...
ワシ...
シ...
...

大辣...
...

...

...

...

今午 鎌倉 午 心 あり

昭和二十五年二月一日

浦右 地方 杉本 孝 殿

杉本 孝 氏 友 坊 六 郎 平

前日 國 人 會 議 録

17

手前 72

ひま

第二回供述調書

住居

職業

氏名

葛西 洋

右の者昭和二十五年一月三十一日大宮警察署に於て檢下風
向檢下に対し任意左の通り供述した

右谷さんの所に付て順次由り上げます

去年の五月頃は公同として取扱う物資の内高工局

干係の過剩物資の種類がなくなり調査片干

係の不正保有物資が多くなりまゝたのて石川

が調査官と顔面を撃ち度いと申しましたのて私

は當時の公同員の常識として顔面撃ちは結構だ

と考へ全く儀礼的の意味に考へて私

浦印也 地方檢察廳

三

形式上の主催者になり、ついでに私を
 招待し、私、高野、三右等が出席し、一人きり四五
 千円の飲食費を致し、石川を支払ひました
 二次は二月十日頃、熊谷の今井旅館の件によ
 り、まずが、右谷、六郎、調、官、名倉、平、倉、私、の
 公団側、石川、三右、高野、のキ、代、田、屋、側、が、飲
 食し、代は石川を支払ひました。此の時は行田
 物資の引取り出張の途次、宿に泊り、飯を喰
 ったと云ふだけ、この当時、社会の役人を遇する、一、般
 ・常識、の、あり、ま、し、た
 三月二日、堀見、沼、邊、泉、に、於、ける、遊、興、飯、食、の、事、に、
 して、私、の、考、へ、下、は、石、川、一、流、の、派、出、好、ま、し、た、
 馬鹿氣な社交儀礼でありました

73

い
ま
ま

花火大会にかこつけて、右谷、大野の両方官商
 工局側、三石課長、矢部所長、松本係長
 公団側、私他三名、本部青柳、一名其小等
 が客でありまして、右谷は、芸者、泊つては
 居なうと思ひます
 四 若菜に於ける飲食は三石が代金を支拂つて
 居りまして、たか之と、吉谷が金が無くて云
 うので、借りたわけであらうと思ひます
 以上私の意見、見解は右の通りであらう
 が、右川自身、右谷をいまして、右川は、
 利益を受け、考へが、あつたか、知りませぬ
 か人の事、であり、私には知りませぬ
 六 今南題は、右川、右川、池田に

浦和也方 検査 藤

ふそ

案

ふそ

販売した天竺の予了すお身時天竺は地
 商お片のるから直接私の方に買取指
 合書の出来居りまの私か公団本部に
 行を補へた知手續か返つて居て其れは
 不正保有物資の手續は禁つて居ないが
 判りましたため古谷に連絡した知古谷
 は「片として正當の手續をて居る
 なる其の儘現場の手續にしておけと
 申しました
 まつとも後ろ情報提供者に報奨金が出が不
 った為には軍政部から此言かあつて不正保有
 物資として正當の手続をとつたおれより
 手続

乙二

20

Handwritten characters, possibly a name or title.

葛西洋

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

Handwritten characters.

浦田也方 録



18

おこし

和田 供述 述 調 書

本籍

住所

職業

氏名 他 田 七 比 助

當 歳

右の者に對する

被疑事件につき昭和二十四年

月 日 右 署 署 長 檢 察 廳 に 於 て 檢 査 官 田 七 比 助 は あ ら か じ め 供

述を拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通り供述した

一 田 七 比 助 と 申 し 上 げ 申 し 上 げ

三月三日頃古谷から河原の田七比助の古谷が私の家に来ると金を都合して呉れと申しました。たりの現金二萬圓を私に貸して呉れと申しました。



返しました。

此の時借甲書を留めおしたか私として返して
貰うつもりは無く其の趣旨はあつに申上げ
た様にフロシクヤ天竺等に付て便宜を
得なかつたからであります。

四附は物然しませしか三月中日留何んか
にお岩が餅を喰へるに申しまのかか餅
けを岩女宅に持参したるかありませ。

三 四月中留何んかの機會にお岩さんのお
処へ来た時は川野をたむけ御馳走を終した
私か支那つた金は一万余位あるか土産を
持たせありませ。から古岩ととり買物の
分は約三万余位ある。



四 五月二十四日 米の新は米られ金を用ふる事
 云々の事 田の道是式万部を約五百部り
 菓子併に承え之 右右に届けました
 此の時も亦同村 式は貸金に其の意回も亦
 申し上りた村の事 田でありませう
 五 五月末 川口を右に押馳走し米したか其り
 趣旨は亦同様ありませう
 大野より 米の何れかば和紙しませう 米の
 右右の事 亦亦千部ありませう
 六 二月上旬 何れかの機会に右右の米が足
 りない様なる事 米の事しませう 米が右右の
 米一斗を届けし米ました
 七 七月下旬 川口を右に押馳走し米した

自口也与金家謹



二 市井封ノ木多層

おむのか少し許り遺を、貸して呉れんかといふ

のて現金を方式で押付をやりませうと

飲食の分は四五千円だつたといふ事

八月下旬能、右の補助におむりかといふ事

おむり押付をせしめた

九北の上田におむりかといふ事を、おむりといふ事

のて参り方をおむりせしめた

十月下旬におむりかといふ事、おむりかといふ事

して其の場でおむりかといふ事、おむりかといふ事

東京の公園に引取ら小を、おむりかといふ事

とら小をせした

此の間に川と支那の古谷大野、雨代を、おむりかといふ事

押付をせしたかおむりかといふ事、おむりかといふ事

乙二

浦和地方檢察廳

ありました

此の時古谷さんからフロッグ生地が近々返還に
なると云ふ事を聞いたので、お礼心の意味
がありました。

十一、九月の中旬頃でしたか、私の処に古谷さんから電
話があつて、熊谷の入船と云ふ料理屋に居るか
ら来いと云ふ事を言つて来ましたか、フロッグ
が返つて来た後だったので、お礼心で行きました
か、私は酒が嫌だつたものですから、現金を介
して古谷さんに渡して帰りました。

十二、以上私が古谷さんに金品を送つた趣旨は別に
申上げたい通り、天竺木綿は実質的に私
が支配権を握つて居り、之を古谷に摘發され

フロックの方は、私の所有であつて、之を吉谷の
 同僚の大野さん等に摘發され、物資は公定
 価格で買上げられた上に、調査官の方の告発
 に依つては、経済統制事件として刑罰処
 分を受けらる虞があつたので、其れらを使い
 取計りて貰つて、私は利益の行く程にして頂上
 度かつたからであります。

毎回の具體的な贈与について、特定の意図
 があつたのは、最後の二回位でありまして、爾
 余は今申し上げた一般的意図であります。
 十五、申慮されましたが、吉谷さんは、才三君に對する
 場合、私と吉谷さんの仲と、支那に於ける戦
 友關係であつたと云ふ程に、私に指すしてあ

リます

十四、最後に私が古谷さんに懇願するところによつて得た利益に行つて申上げます。

摘発されたフロックは当時の周価段が一ヤール六百五十ヤールでありまして、公定価格が約百五十ヤールだったと記憶して居りましたから、全部で五百ヤールありましたので、摘発されて了うと、私自身の損害が二十万ヤール許りになります。

ですからフロック土地が之つて来た事は、よつて、それだけの利益がありました。

天竺の方について申上げると、摘発された物資の最初の数量は、巾四十二寸、長さ四十八ヤール

浦和地方検察廳

反数四十五反でありまして、公定価格は約ハト
 位でありまして
 古谷さんの承諾を得て切落した分が四十三時
 頃、一反に付て規格外の三十ヤールを降って一反
 には三十八ヤール切落し、中には付て四十三時
 三十分ヤールものを規格外の三十分を残して十三時
 三十分ヤールの中のもの、四十五反分切落して三十分
 ました。
 切落した分の売却値段は十二時には切った分
 は一ヤールに付て六十五反位で売りました
 から約五分又千五百五十分
 四十二時三十分ヤールの分は二百六十分で一ヤール
 を売りましたから約三十分又千五百五十分は
 あります

浦和地方檢察廳

合計切落して売った分が約 三十万程はあり
ます

之をも公定価で買上げられるとすれば、約四分
一の値段です。公定価で買上げられた場
合に比較すると、約二十万程の利益はありま
す。

公団に買上げられる石川を通じて買戻した分
は一ヤール二百五十程で、石川からの買戻した
ので一ヤールに付て、十程位の儲けはしかあり
ません。

結局つはフクの場合と天竺の場合を併せると、新加
古宿士には運初した。お蔭で得た利益は
四十万程位であります。金の合計